官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁七五）　一
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁八）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三一八）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五六二）
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一五六三）
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通一二一七）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一二一八）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二五一～二五三）
○海上における射撃等訓練を実施する件（同二五四、二五五）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇一）
○都市計画に関する件（九州地方整備局九八）
○道路に関する件（北海道開発局七三）
〔国会事項〕
法務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
戸籍が滅失した件（法務省告示配一五〇）　三
〔公　告〕
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

法規的告示

○金融庁告示第七十五号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。	
銀行代理業者	権限
［略］	令第十七条の四第一項第二号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる金融庁長官の権限
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ	
［略］	

改正前	
第五条　［同上］	
銀行代理業者	権限
［同上］	［同上］
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○警察庁告示第八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十月十四日

警察庁長官　楠　芳伸

期間	令和八年十月二十五日から同月二十六日まで
対象特別要人所在施設の所在地	高知県高知市
対象特別要人所在施設の敷地	上町二丁目五番三十四号
対象特別要人所在施設	高知県高知市
城西館	上町二丁目五番（次の図面に示す部分に限る。）

対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	高知県高知市 旭町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、井口町、石立町、越前町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大川筋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、追手筋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大原町、小津町、帯屋町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上町一丁目から五丁目まで、小石木町（次の図面に示す部分に限る。）、桜馬場（次の図面に示す部分に限る。）、三ノ丸、城北町、城山町（次の図面に示す部分に限る。）、新屋敷一丁目及び二丁目、大膳町、玉水町、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、鷹匠町一丁目及び二丁目、唐人町（次の図面に示す部分に限る。）、通町、中須賀町（次の図面に示す部分に限る。）、東石立町、東城山町（次の図面に示す部分に限る。）、西町、本丁筋一丁目から五丁目まで、升形、丸ノ内一丁目及び二丁目、南河ノ瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、宮前町、山手町（次の図面に示す部分に限る。）並びに山ノ端町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び高知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に接する道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第三百十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年九月二十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年十月十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年九月二十九日
発行年月日　令和七年八月二十五日
旅券番号　ＴＭ一〇九七七八三

○農林水産省告示第千五百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年十月十四日

農林水産大臣　簗　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 三　（略） 第四～第八　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 三　（略） 第四～第八　（略）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	30,300
（略）	（略）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	27,300
（略）	（略）

○農林水産省告示第千五百六十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月十四日

農林水産大臣　簗　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日

から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第1号関係）

4,015.8トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	62.9
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0
三重県	65.3

から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,015.8トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0
三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8
島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	41.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	17.3
佐賀県	22.0
長崎県	901.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	855.2

京都府 58.1
大阪府 1.0
兵庫県 25.8
和歌山県 53.7
鳥取県 23.8
島根県 122.4
岡山県 1.0
広島県 1.0
山口県 99.9
徳島県 41.7
香川県 1.0
愛媛県 30.3
高知県 100.2
福岡県 17.3
佐賀県 22.0
長崎県 901.9
熊本県 33.8
大分県 21.0
宮崎県 21.3
鹿児島県 52.3
沖縄県 0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1

くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.7トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	644.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	79.8
秋田県	66.9
山形県	88.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.6
富山県	41.2
石川県	76.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8
島根県	56.7
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	146.0
徳島県	25.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	52.7
佐賀県	30.8
長崎県	414.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	44.0
沖縄県	250.0

くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.7トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	644.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	78.7
秋田県	66.9
山形県	83.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.6
富山県	41.2
石川県	76.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8
島根県	56.7
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	146.0
徳島県	25.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	52.7
佐賀県	30.8
長崎県	444.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	39.0
沖縄県	260.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,167.2
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,962.4
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,138.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,962.4
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

○国土交通省告示第千二百十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年十月十四日

国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
本田技研工業株式会社　細江船外機工場	静岡県浜松市浜名区細江町気賀5794番地１	船外機（連続最大出力が92キロワット以下のものに限る。）	令和８年10月５日から令和13年10月４日まで

○国土交通省告示第千二百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十四日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

亀谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県上益城郡山都町大字北中島の区域内の土地のうち、次の一点から四十二点までを順次結んだ線及び一点と四十二点を昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した亀谷川に囲まれた掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°45′03.6241″	130°55′47.4289″
2	32°45′02.9011″	130°55′49.5050″
3	32°45′03.4394″	130°55′50.7768″
4	32°45′04.9194″	130°55′51.5249″
5	32°45′05.3568″	130°55′52.8530″
6	32°45′03.2696″	130°55′55.6918″
7	32°45′02.7628″	130°55′58.6006″
8	32°45′00.9260″	130°56′00.1762″
9	32°45′00.8383″	130°56′00.9652″
10	32°45′04.6084″	130°56′03.3516″
11	32°45′05.8041″	130°56′04.7447″
12	32°45′06.0076″	130°56′06.9583″
13	32°45′05.5662″	130°56′09.0470″
14	32°45′08.0492″	130°56′12.2847″
15	32°45′07.9942″	130°56′14.4293″
16	32°45′06.6383″	130°56′17.6669″
17	32°45′06.3559″	130°56′19.4967″
18	32°45′07.2564″	130°56′21.1877″
19	32°45′06.8876″	130°56′25.5740″
20	32°45′08.3442″	130°56′26.7128″
21	32°45′09.0520″	130°56′29.4665″
22	32°45′07.8096″	130°56′29.9137″
23	32°45′07.0510″	130°56′27.8393″
24	32°45′04.5256″	130°56′25.2758″
25	32°45′04.8718″	130°56′21.7698″
26	32°45′05.1778″	130°56′19.9911″
27	32°45′04.9990″	130°56′18.5654″
28	32°45′05.4463″	130°56′15.5375″
29	32°45′06.2390″	130°56′13.6591″
30	32°45′04.1632″	130°56′12.7651″
31	32°45′02.5750″	130°56′10.8348″
32	32°45′03.1431″	130°56′07.4765″
33	32°45′04.9541″	130°56′07.0105″
34	32°45′04.6507″	130°56′04.9671″
35	32°44′59.4549″	130°56′01.3142″
36	32°44′59.8040″	130°55′58.8607″
37	32°45′01.8562″	130°55′58.0067″
38	32°45′02.3474″	130°55′55.1233″
39	32°45′04.1338″	130°55′52.5254″
40	32°45′02.6791″	130°55′51.4630″
41	32°45′02.0340″	130°55′49.5601″
42	32°45′02.2772″	130°55′47.1452″

○防衛省告示第二百五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月三十日（予備、同月三十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分五一秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月三十日（予備、同月三十一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十一月七日（予備、同月八日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十四号

海上における射撃等訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の一一〇〇から二三〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二四度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等その他

自衛艦十三隻、航空機十一機

一　射撃等訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十四日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

岩手県九戸郡洋野町種市第二四地割字横手三五番一から同町種市第二五地割字サンニヤ五三番一八まで　前　六六・八六～二六〇・〇五メートル　一四六・一〇キロメートル

後　六八・一九～二六一・七〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

九州地方整備局長　森下　博之

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年九州地方整備局告示第百四十一号八代都市計画道路事業三・二・二十四号南部幹線及び三・四・八号八代港線

三　事業施行期間　自平成二十八年九月三十日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○防衛省告示第二百五十五号

海上における射撃等訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の〇七〇〇から二三〇〇まで

区　域　沖大東島の北緯二四度二八分一五秒、東経一三一度一〇分五二秒の地点を中心とする半径5海里の円内の海面

実施艦等その他

自衛艦十三隻、航空機十一機

一　射撃等訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北海道開発局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十四日

北海道開発局長　岡下　淳

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十一号及び二百七十三号	北海道河東郡音更町木野大通東五丁目三番一〇から同町木野大通東五丁目一番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　令和八年十月十四日

国会事項

衆議院

議案提出

十月九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

十月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

HPVワクチンの男性接種の定期接種化に係る費用対効果評価に関する質問主意書（向山好一提出）

報告書受領

十月九日内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和八年二月十八日から同年十月四日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく「令和七年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告

参議院

議案受領（予備審査）

十月九日内閣から次の議案が送付された。

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案（閣法第一号）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

報告書受領

十月九日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和八年二月十八日から同年十月四日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく「令和七年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告を受領した。

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）　磯谷　武司

法務事務官（十月八日）

○定年退官

鹿児島区検察庁副検事水口博信は、検察庁法第二十二条第一項の規定により十月八日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従七位に叙する（各通）（以上九月三日）

（鳥羽商船高等専門学校名誉教授）　齋藤　和義

（岡崎国立共同研究機構生理学研究所名誉教授）　冨永　弘喜

正四位に叙する（各通）

（東京医科歯科大学名誉教授）　山本　勇

従四位に叙する

（滋賀医科大学名誉教授）　島田　司巳

正四位に叙する

（東北大学名誉教授）　佐藤　英明

従四位に叙する

川田　弘二

従五位に叙する（各通）

芝原　正司

服部　正伍

正六位に叙する（各通）

菊池　俊征　齋藤　喜敏

野口　幸輔　花岡　睦雄

松田　啓治　松本　末男

従六位に叙する（各通）

所　典夫

藤沢　茂樹

宮田　千城

従七位に叙する（各通）（以上九月三日）

（鳥羽商船高等専門学校名誉教授）　山田　猛敏

（岡崎国立共同研究機構生理学研究所名誉教授）　渡邉　昭

正四位に叙する（各通）

三村　知彦

従四位に叙する

平井　軍治

従五位に叙する

渋谷　純一

玉利　哲

正六位に叙する（各通）

浮田　俊彦　大西　祥一

河西　求　川原　敏春

千明　猛　長野　和夫

舟尾　逸弘　宮本　次郎

従六位に叙する（各通）

中村　辰實

正七位に叙する

阿部　修　福島　康敏

従七位に叙する（各通）（以上九月四日）

（群馬大学名誉教授）　松本　又男

従四位に叙する

鈴木　慶二

従五位に叙する

陸井　益三

正五位に叙する（各通）

増岡　錦也

榎並　邦夫　小林　俊光

従五位に叙する（各通）

寺崎　強

上場　秀行

本田　伸夫

正六位に叙する（各通）

大谷　勝彦

宮崎彌一郎

佐々木正和　嶋田　正美

二本柳照美　橋詰壽惠男

森脇　義治

従六位に叙する（各通）

鈴木　一弘

前田津喜雄

青木　昇　園田　和

正七位に叙する（各通）

瀧本　徹

従七位に叙する（以上九月五日）

松下　利勝

従四位に叙する

野澤　邦彦

中原　昭則

正五位に叙する（各通）

吉田康一郎

上野　健二
中村　隆　高橋　一郎
森山　羊朗
従五位に叙する（各通）
海保　五郎　城間　憲典
中村　喩　前田　烈
正六位に叙する（各通）
石川　武美　石坂　良吉
一関　幸治　上野　勝昭　石田　順朗
笹井　勝喜　新原　三男　宇都宮房光
鈴木一二三　高橋　昭男　菅沼　康次
西道啓之助　古市　嘉郁　田麥　憲文
従六位に叙する（各通）
赤澤　敏樹　柴崎　祐造　森久　芳和
正七位に叙する（各通）
亀井　敏英
丹治　雅人
山口　年雄
（11等陸尉）
従七位に叙する（各通）（以上九月六日）
高橋　博志
正七位に叙する（九月七日）
西岡瑠璃子
正五位に叙する（九月八日）
鳴海　隆志
正七位に叙する（九月九日）
○叙勲
大橋　三男　西山津智男
旭日単光章を授ける（各通）（九月四日）
寺崎　強
旭日小綬章を授ける
礒永　秀生　村上　浩一
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月五日）
黒田　宏次
旭日単光章を授ける（九月六日）
（滋賀医科大学名誉教授）
島田　司巳
瑞宝中綬章を授ける
菊池　俊征　田中　良一
瑞宝双光章を授ける（各通）
磯貝　淺夫　齋藤　和義　齋藤　進
冨永　弘喜　藤沢　茂樹　松本　末男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）
三村　知彦
瑞宝小綬章を授ける
渋谷　純一　千明　猛　坂東　信和
福島　康敏　松本　又男
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月四日）
（群馬大学名誉教授）
瀧本　徹　鈴木　慶二
本田　伸夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
上場　秀行　小林　俊光
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月五日）
城間　憲典
瑞宝小綬章を授ける
石川　武美　中原　昭則
森久　芳和　森山　羊朗
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤澤　敏樹　亀井　敏英
笹井　勝喜　佐藤　久作
丹治　雅人
山口　年雄
（11等陸尉）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月六日）
高橋　博志
瑞宝単光章を授ける（九月七日）
本邦駐箚ブラジル連邦共和国特命全権大使　オタヴィオ・エンヒッケ・ジアス・ガルシア・コルテス
旭日大綬章を贈与する（十月二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ポーランドの憲法記念日につき、五月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、フィジーの独立記念日につき、十月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、スペインの国祭日につき、十月九日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から三月五日ガーナ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月十三日御答信があった。

官庁報告

法務省告示配第百五十号

山形市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、山形市役所又は山形地方法務局に照会すること。

令和八年十月十四日　法務大臣　斗下　貴司

山形県東村山郡楯山村大字風間五十九番地
齋藤　三藏

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７１４８４号

東京都板橋区大山東町４４番８号
申立人　東京都板橋都税事務所長
本籍東京都板橋区徳丸一丁目１８番
最後の住所東京都板橋区徳丸１丁目１８番１－３０４号パシフィック武蔵野台ニューハイツ
死亡の場所東京都板橋区
死亡年月日令和６年５月１２日
出生の場所東京都新宿区
出生年月日昭和２８年１月１３日
職業　不明　被相続人　亡　早川　和好
事務所　東京都千代田区永田町２丁目１４番２号山王グランドビル３階　東京法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浅野　ひとみ
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第９１３０号

福岡市中央区平尾４丁目１番31－602号
申立人　桑野いづみ
本籍北九州市若松区浜町３丁目開２番地９
最後の住所北九州市若松区浜町３丁目10番８号
死亡の場所北九州市若松区
死亡年月日令和７年８月１日頃から10日頃までの間
出生の場所福岡県若松市
出生年月日昭和26年４月14日
職業無職　被相続人　亡　桑野　博
事務所北九州市小倉北区田町11－18エスペランサ小倉第２　５階
相続財産清算人弁護士　秋月　愼一
催告期間満了日　令和９年４月30日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第４０２８号

福岡市中央区赤坂一丁目１０番１７号
申立人　福岡県信用組合
本籍福岡県柳川市三橋町正行３９３番地５
最後の住所福岡県柳川市三橋町正行３９３番地５　死亡の場所愛知県名古屋市中川区
死亡年月日令和４年８月１０日
出生の場所福岡県大牟田市
出生年月日昭和５３年８月１５日
職業会社役員　被相続人　亡　金富　裕紀
福岡県久留米市原古賀町１８－１１リーガル・タックスビル２階　からたち法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白水　由布子
催告期間満了日　令和９年４月２２日
福岡家庭裁判所柳川支部

令和８年（家）第７０１８６号

兵庫県尼崎市開明町三丁目30番地
申立人　尼崎信用金庫
本籍兵庫県伊丹市荻野六丁目23番地
最後の住所兵庫県尼崎市立花町３丁目５番29号
死亡の場所京都府京都市左京区
死亡年月日令和７年11月17日
出生の場所兵庫県宝塚市
出生年月日昭和46年８月24日
職業　個人事業主　被相続人　亡　山口　正信
兵庫県尼崎市潮江１丁目３番30号　ＫＤＩビル４階
相続財産清算人　弁護士　小林　靖子
催告期間満了日　令和９年４月23日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和　８年（家）第　９００６号
秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
申立人　美郷町長　松田　知己
本籍石川県金沢市片町二丁目392番地
最後の住所秋田県仙北郡美郷町六郷字熊野96番地10
死亡の場所秋田県大仙市
死亡年月日平成26年11月23日
出生の場所茨城県猿島郡古河町
出生年月日昭和23年７月10日
職業不明　被相続人　亡　増田　愛明
秋田県横手市大屋新町字大平593番地１　弁護士法人近江法律事務所
相続財産清算人　近江　直人
催告期間満了日　令和９年４月30日
秋田家庭裁判所　大曲支部

令和８年（家）第２９４号
東京都中野区中野３丁目27番３－20７号
申立人　西澤　健司
本籍香川県高松市郷東町78４番地27
最後の住所香川県高松市郷東町78４番地27
死亡の場所香川県高松市
死亡年月日令和６年８月13日
出生の場所朝鮮平安北道楚山面
出生年月日昭和13年３月１日
職業販売員　被相続人　亡　鈴木　直佳
香川県高松市西内町３－15　佐々木ビル３階東号室　高松至誠法律事務所
相続財産清算人　弁護士　近石　誠弘
催告期間満了日　令和９年４月30日
高松家庭裁判所

令和８年（家）第２１０１号
大阪市鶴見区鶴見１丁目３番51－60６号
申立人　林　正義
本籍大阪市中央区東平一丁目５番地
最後の住所大阪府泉佐野市栄町３番15－10１号
死亡の場所大阪府守口市
死亡年月日令和６年９月10日
出生の場所大阪市南区
出生年月日昭和29年12月４日
職業　自営業　被相続人　亡　林　俊幸
大阪市北区西天満２丁目３番９号　オーク西天満ビル３階
相続財産清算人　弁護士　井上　賢
催告期間満了日　令和９年５月15日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和８年（家）第１２２号
青森市大字浜田字玉川20７番１
申立人　青森県信用組合
本籍青森県上北郡七戸町字七戸59番地
最後の住所青森県上北郡七戸町字上町野12番地
死亡の場所青森県十和田市
死亡年月日令和７年12月２日
出生の場所山口県山口市
出生年月日昭和40年11月１日
職業米卸売業　被相続人　亡蛯名　久樹
事務所青森市長島３丁目18番６号　小野・清水共同法律事務　所
相続財産清算人　弁護士　清水　和秀
催告期間満了日令和９年５月６日
青森家庭裁判所野辺地出張所

令和８年（家）第７０２号
宮崎県宮崎市橘通東２丁目10番１号
申立人　宮崎県
本籍宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区上渡川55番地
最後の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川2596番地２　ふれあい地球館大地
死亡の場所宮崎県東臼杵郡門川町
死亡年月日平成23年４月４日
出生の場所宮崎県東臼杵郡細島町
出生年月日大正５年２月19日
職業不明
被相続人　亡　一柳　シヅ
宮崎県日向市大字富高35番地１　小田司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　小田　英紀
催告期間満了日　令和９年４月３０日
宮崎家庭裁判所延岡支部

令和８年（家）第９１１０号
静岡県三島市芝本町１番７号
申立人　圓明寺
本籍静岡県三島市1595番地１
最後の住所静岡県三島市芝本町１番28号
死亡の場所静岡県御殿場市
死亡年月日令和６年10月24日
出生の場所静岡県三島市
出生年月日昭和35年１月15日
職業不明
被相続人　亡　加藤　雅裕
静岡県三島市西若町２番５号　三島シティープラザ20１号室　杉橋司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　杉橋　聡
催告期間満了日　令和９年５月14日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和８年（家）第１５１０５号
新潟県柏崎市東本町一丁目２番16号
申立人　柏崎信用金庫
本籍新潟県刈羽郡刈羽村大字滝谷57番地１
最後の住所新潟県柏崎市西山町長嶺705番地１
死亡の場所新潟県長岡市
死亡年月日令和８年３月19日
出生の場所新潟県柏崎市
出生年月日昭和50年２月12日
職業　自営業
被相続人　亡　五十嵐　拓也
事務所　新潟県柏崎市長浜町６番33号横田大樹法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横田　大樹
催告期間満了日　令和９年４月30日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和８年（家）第４０１７号
大阪市西区江戸堀一丁目１２番１号
申立人　近畿労働金庫
本籍和歌山県新宮市千穂２丁目４番地７
最後の住所和歌山県新宮市磐盾２番６号
死亡の場所和歌山県新宮市
死亡年月日令和６年２月１５日
出生の場所和歌山県新宮市
出生年月日昭和４４年７月３日
職業土木建設業　被相続人　亡　浦口　義晴
事務所和歌山県新宮市緑ヶ丘１－１－４０貴志ビル３階弁護士法人あしたば
相続財産清算人　弁護士　山本　健二
催告期間満了日　令和９年４月３０日
和歌山家庭裁判所新宮支部

令和８年（家）第７０４０号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構　代表者代表取締役　須藤　洋
本籍静岡県富士市中島16３番地５
最後の住所静岡県富士市中島16３番地の５
死亡の場所静岡県富士市
死亡年月日令和７年８月21日頃から31日頃までの間
出生の場所静岡県富士市
出生年月日昭和47年４月３日
職業不明　被相続人　亡　天野　尚
静岡県富士市伝法2878番地の20弁護士法人杉山法律事務所
相続財産清算人　弁護士　杉山　亮
催告期間満了日　令和９年５月10日
静岡家庭裁判所富士支部

令和８年（家）第７１２０号
川崎市川崎区中瀬３丁目20番15－113号
申立人　丸山タエ子
本籍神奈川県川崎市川崎区四谷上町187番地
最後の住所川崎市川崎区桜本１丁目９番11号グループホームさくら
死亡の場所神奈川県川崎市川崎区
死亡年月日令和８年３月25日
出生の場所神奈川県川崎市
出生年月日昭和８年10月31日
職業無職　被相続人　亡　吉川　芳賀
川崎市川崎区駅前本町15番地５十五番館ビル1002号室　川崎グリーン法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉澤幸次郎
催告期間満了日　令和９年４月30日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第３０１１５号
岡山県和気郡和気町田原上936番地１
申立人　杉本　鉄二
本籍岡山県岡山市東区瀬戸町大内1791番地
最後の住所岡山県和気郡和気町田原上830番地１
死亡の場所岡山県和気郡和気町
死亡年月日令和７年３月16日
出生の場所岡山県岡山市
出生年月日昭和19年９月12日
職業　不明　被相続人　亡　後藤　拓雄
事務所岡山市北区富田町２丁目13番12号コートサイドビル２階
相続財産清算人　弁護士　菅　真彦
催告期間満了日　令和９年４月22日
岡山家庭裁判所

令和７年（家）第７２５４号
福岡県糟屋郡志免町志免中央１丁目１番１号
申立人　志免町
本籍福岡県糟屋郡須恵町大字旅石130番地１
最後の住所福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目10番41号
死亡の場所福岡県糟屋郡志免町
死亡年月日令和６年９月21日頃から30日頃までの間死亡
出生の場所福岡県糟屋郡志免町
出生年月日昭和32年７月９日
職業不明　被相続人　亡　阿部　裕二郎
事務所　福岡県福岡市中央区舞鶴３丁目６番23号サンハイツ舞鶴305号
相続財産清算人　司法書士　坂田　亮平
催告期間満了日　令和９年４月30日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第３０３２０号
広島県山県郡北広島町有田62番地
申立人　角田　美枝
本籍広島県山県郡北広島町南方2199番地
最後の住所広島県山県郡北広島町南方1750番地
死亡の場所広島県山県郡
死亡年月日令和８年６月10日
出生の場所広島県山県郡
出生年月日昭和29年７月10日
職業無職
被相続人　亡　大坪　文信
広島市中区白島中町17番17号
相続財産清算人　司法書士並川　雄一
催告期間満了日　令和９年４月23日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第３００８６号
広島県呉市阿賀南6丁目13番19号
申立人　森川　真里
本籍広島県呉市内神町36番地
最後の住所広島県呉市広大広2丁目5番26号
死亡の場所広島県呉市
死亡年月日令和8年4月16日
出生の場所広島県呉市
出生年月日昭和18年11月30日
職業無職　被相続人　亡　清水　浩幾
事務所広島市中区広瀬北町8番12号寺西ビル2階
相続財産清算人　司法書士　田村　真子
催告期間満了日　令和9年4月30日
広島家庭裁判所呉支部

令和８年（家）第３００９３号
東京都武蔵野市境南町2-28-28-401
申立人　村松　千奈津
本籍広島県呉市倉橋町936番地1
最後の住所広島県呉市倉橋町936番地の1
死亡の場所広島県呉市
死亡年月日令和8年2月10日
出生の場所広島県安芸郡倉橋島村
出生年月日昭和20年6月29日
職業無職　被相続人　亡　池田洋介
事務所広島市南区宇品西2丁目1番13-1号
相続財産清算人　司法書士　加納寿宣
催告期間満了日　令和9年4月30日
広島家庭裁判所呉支部

令和８年（家）第４１６０号
大阪府柏原市安堂町１番５５号
申立人　柏原市
本籍福岡県久留米市荒木町白口２３０７番地
最後の住所大阪府柏原市田辺２丁目９番６５号
死亡の場所大阪府八尾市
死亡年月日平成２６年１１月１６日
出生の場所福岡県三潴郡筑邦町
出生年月日昭和３３年１２月１５日
職業不明　被相続人　亡　山元　覚
事務所　大阪府大阪市北区西天満４－４－１８梅ヶ枝中央ビル７階
相続財産清算人　弁護士　小林　諭
催告期間満了日　令和９年４月２８日
大阪家庭裁判所堺支部

令和８年（家）第１１２号
鹿児島県鹿屋市新川町797－1
申立人　福留　直也
本籍鹿児島県曽於郡大崎町菱田1222番地１
最後の住所鹿児島県曽於郡大崎町菱田1222番地１（菱田住宅34号）
死亡の場所鹿児島県鹿屋市
死亡年月日平成29年５月10日
出生の場所鹿児島県曽於郡有明町
出生年月日昭和38年５月28日
職業不明　被相続人　亡　堀之内和美
事務所鹿児島県鹿屋市寿８丁目16番48－３号天馬法律事務所
相続財産清算人　弁護士　武井　慶彦
催告期間満了日　令和９年５月10日
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和８年（家）第９０５８号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍長崎県長崎市界１丁目244番地２
最後の住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地５　フォーレツインキャッスル1304号
死亡の場所長崎県西彼杵郡長与町
死亡年月日令和７年３月15日
出生の場所長崎県長崎市
出生年月日昭和40年３月25日
職業不明　被相続人　亡　服部　圭
長崎市万才町６番33号　高木ビル３階
相続財産清算人　司法書士　吉田　修司
催告期間満了日　令和９年４月30日
長崎家庭裁判所

令和８年（家）第３０４０号
東京都港区赤坂二丁目３番５号
申立人　株式会社東京スター銀行
本籍神奈川県伊勢原市上粕屋2854番地５
最後の住所茨城県古河市女沼1468番地21
死亡の場所茨城県古河市
死亡年月日令和７年６月28日
出生の場所満洲国吉林省樺甸県
出生年月日昭和17年８月20日
職業不明　被相続人　亡　鈴木　一枝
事務所茨城県古河市本町１丁目４番４号小野寺法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小野寺信次
催告期間満了日　令和９年４月23日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和８年（家）第１１４２号
高知市九反田１８番６号
申立人　たまや商事株式会社
本籍高知県高知市長浜４９８６番地
最後の住所高知市宝永町９番１３号
死亡の場所高知県高知市
死亡年月日令和８年７月２６日
出生の場所高知県高知市
出生年月日昭和２１年１２月１３日
職業　美容師　被相続人　亡　竹林　瞳
事務所　高知市本町四丁目１番１６号　高知電気ビル８階　行田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西森　やよい
催告期間満了日　令和９年４月３０日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第４０２９３号
札幌市中央区大通西10丁目４番地南大通ビル３階
申立人　高橋　友佑
本籍北海道沙流郡日高町字賀張303番地
最後の住所札幌市清田区清田１条４丁目４番35号あしりべつ病院
死亡の場所北海道札幌市清田区
死亡年月日令和８年６月22日
出生の場所北海道沙流郡門別村
出生年月日昭和25年６月22日
職業無職　被相続人　亡　澤里美意子
札幌市中央区南１条西11丁目327番地８　ＲＩＣＨ南１条ビル６階弁護士法人竹村合同法律事務所札幌事務所
相続財産清算人　弁護士　後藤田　環
催告期間満了日　令和９年５月14日
札幌家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第１号
長野県松本市大字島立1818番地
申立人　藤森　潔
代理人弁護士　淀　光儀
権利の届出の終期　令和9年1月15日
令和8年9月10日　松本簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地
⑴所在　松本市大字島立字屋敷添
地番　1815番ロ
地目　宅地
地積　238.01平方メートル
⑵所在　松本市大字島立字屋敷添
地番　1818番1
地目　宅地
地積　466.25平方メートル
⑶所在　松本市大字島立字屋敷添
地番　1818番2
地目　宅地
地積　244.48平方メートル
２登記年月日番号　長野地方法務局松本支局昭和8年1月11日第80号
３登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和8年1月11日設定
借賃　20年分金250円とし前納の事
存続期間　昭和8年1月1日より昭和27年12月31日まで20年（但し、上記1⑴の土地の存続期間　昭和8年1月1日より昭和27年12月31日まで満20年）
賃借権者　東筑摩郡島立村1818番地
藤森卯門太

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第１４９号
岩手県岩手郡雫石町上野土橋70番地４
申立人　下澤田利夫
本籍岩手県岩手郡雫石町上野長沢46番地
最後の住所盛岡市箱清水１丁目32番10号
不在者　長澤長右ェ門
明治41年２年20日生
届出期間満了日　令和９年１月29日
盛岡家庭裁判所

令和８年（家）第７３号
福島県田村市船引町大倉字聖石199番地
申立人　佐藤　克男
国籍フィリピン共和国
最後の住所福島県田村市船引町大倉字聖石199番地
不在者　フェルミン　マリテスラコステ
西暦1968年２月４日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
福島家庭裁判所郡山支部

令和６年（家）第２０８号
旭川市豊岡10条１丁目１番５号
申立人　亡竹谷典久承継人　竹谷　公子
本籍北海道旭川市七条通14丁目左６号
最後の住所アメリカ合衆国ワイオミング州シャイアン市タウンゼントプレイス5403
不在者　竹谷ふみの
昭和10年３月23日生
届出期間満了日　令和９年１月22日
旭川家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第３６０３号
本籍群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1056番地
最後の住所横浜市中区扇町４丁目11番地の３第１西村ビル３階33号室
不在者　吉田　直丈
昭和７年１月26日生
令和８年８月21日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和６年（家）第８００５号
本籍千葉県柏市大室５８７番地
最後の住所東京都渋谷区幡ケ谷２丁目１７番２号
不在者　渡邊　晃
昭和８年１１月１５日生
令和８年９月１２日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第７２号
本籍福岡県飯塚市阿恵865番地
最後の住所福岡県飯塚市阿恵865番地
不在者　森　くに子
昭和24年３月25日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和７年（家）第７１号
本籍福岡県飯塚市阿恵865番地
最後の住所福岡県飯塚市阿恵865番地
不在者　森　タカ子
大正13年９月25日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和８年（家）第３号
本籍山口県山口市小郡下郷734番地
最後の住所東京都葛飾区本田中原町201番地
不在者　伊藤　敏則
昭和11年１月６日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和７年（家）第２０６号
本籍福井県あわら市波松第９号５番地
最後の住所福井県坂井郡春江町為国西の宮18の４
不在者　山内　伸二
昭和33年６月４日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第170号
本籍北海道札幌區南七條西五丁目三番地
最後の住所北海道札幌區南七條西五丁目三番地
不在者　大西　信一
明治27年６月28日生
令和８年９月15日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所　岩国支部
裁判所書記官

令和８年（家）第１９号
本籍新潟県五泉市村松甲1771番地
最後の住所福島県郡山市熱海町高玉田代１番地
不在者　山﨑　ヨシ
大正９年９月３日生
令和８年９月８日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

令和６年（家）第６２１４号
本籍北海道札幌市豊平区福住一条２丁目７番
最後の住所東京都江東区猿江１丁目２２番１３号福島荘２０２
不在者　越智　正久
昭和４２年６月１６日生
令和８年９月１５日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第１９９号
本籍岩手県二戸市福岡字橋場５番地
従来の住所岩手県盛岡市志家16番地の12
不在者　高瀬　強
昭和６年10月30日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第２号
静岡県浜松市浜名区都田町１１１０１番地
申立人　日本オーガニック株式会社
代表者代表取締役　水谷　和敬
権利を争う旨の申述の終期　令和８年９月14日
令和８年９月15日
浜松簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＢ024011
金額　572,000円
支払期日　令和８年６月30日
支払地　浜松市
支払場所　遠州信用金庫三ヶ日支店
振出日　令和８年３月26日
振出地　静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日347
振出人　株式会社瑞穂屋　代表取締役　中村　吉秀
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２１３号
神奈川県三浦市三崎町小網代956番地
債務者　田ノ上商事株式会社
代表者代表取締役　岡　信宏
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午前11時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１６４５号
神奈川県相模原市南区相模大野一丁目25番37号
債務者　合同会社レイヤード
代表者代表社員　大久保和義
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　晃平
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時45分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２００１号
横浜市旭区上白根町277番地１
債務者　株式会社はるみ屋
代表者代表取締役　鈴木　大介
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浦田　修志
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６９号
神奈川県高座郡寒川町小動976番地54
債務者　有限会社佐藤塗装
代表者代表取締役　佐藤喜代美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　香崎　弘文
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４８５号
神奈川県大和市福田２丁目２番地３－２Ｆ
債務者　１１ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ株式会社
代表者代表取締役　安藤　　舞
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三川真由美
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５４３号
神奈川県中郡二宮町山西1628－５
債務者　株式会社ＳＷＡＴ
代表者代表取締役　熊田　久美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊佳代子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１５２号
富山県高岡市向野町五丁目46番地の６
債務者　北重機工株式会社
代表者代表取締役　丹羽　浩人
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武島　直子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月７日午前11時
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２００号
（最後の住所）広島県福山市駅家町大字中島1140番地１
債務者　亡佐藤雅彦相続財産
代表者相続財産清算人　馬場　正人
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧嶋　亮介
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２０１号
（最後の住所）横浜市中区山下町24番地２　メゾン・デュ・オーラ山下町404号室
債務者　亡鍋島紀和相続財産
代表者相続財産清算人　木村　衣里
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧嶋　亮介
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１７０７号
福岡県福津市西福間三丁目26番43号
債務者　株式会社丸美金属
代表者代表取締役　斉藤　竜仁
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩飽　梨栄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後３時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７０６号
福岡市南区野間二丁目７番13号
債務者　株式会社匠ホームサービス
代表者取締役　沢幡　千織
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　文明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市但東町佐々木1020番地
債務者　株式会社樫本興産
代表者代表取締役　髙見悠佳里
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　和茂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時50分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１７４５号
福岡県朝倉市白鳥484番地１
債務者　合同会社ＴＡＫＡＹＡ
代表者代表社員　高﨑　青唯
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大串　愛子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４４号
福岡市博多区麦野三丁目16番26号
債務者　ＳＳＧＣ株式会社
代表者代表取締役　藤澤　晃輝
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松嶋秀真郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８１号
福岡市早良区高取一丁目24番４－402号
債務者　株式会社ヴァイス
代表者代表取締役　今治　智隆
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　恒川　元志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７４号
福岡市博多区比恵町11番７号
債務者　エイチキューブ株式会社
代表者代表取締役　三苫　弘典
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７５号
福岡市西区太郎丸二丁目５－11
債務者　合同会社ゆえんむら（旧商号　合同会社由縁村）
代表者代表社員　三苫　弘典
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７６号
福岡市博多区比恵町11番７号、旧本店所在地
福岡県糟屋郡志免町王子三丁目25番５号
債務者　株式会社アゲイン（旧商号　株式会社Ａｇａｉｎ）
代表者代表取締役　三苫　弘典
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７７号
福岡市西区太郎丸２－５－11
債務者　合同会社39
代表者代表社員　三苫　弘典
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５３号
福岡県大川市大字本木室503番地１
債務者　合資会社原住
代表者代表社員　原　　清史
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　由良　清香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第１０８号
鹿児島県霧島市国分清水三丁目３番11号シティハイム清水201
債務者　特定非営利活動法人ゆわわ
代表者理事　朴木　純子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮路　真行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時15分
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１０４号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目10番地２メゾンルミエール203
債務者　ヤネヤ株式会社
代表者代表取締役　佐藤　喜男
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時55分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２８４号
山梨県南アルプス市榎原81番地１
債務者　株式会社ムゲン工業
代表者代表取締役　海瀬　　収
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　健治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２６２号
京都市左京区山端壱町田町８－34シャルマン修学院２Ｆ
債務者　株式会社アーガス
代表者代表取締役　澤井　俊幸
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米澤　一喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２５８号
長崎県長崎市宿町688番地３、旧本店所在地
長崎県長崎市中園町20番14号
債務者　株式会社新未来創建
代表者代表清算人　生部雄一郎
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８８号
愛知県豊田市御船町奥山畑11番地７
債務者　株式会社三和住宅
代表者代表取締役　三宅　　学
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１８４号
神奈川県中郡二宮町二宮1369番地の１　八向ハイツⅡ205号室
債務者　関口　浩太
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松下　　純
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７０号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子2131番地35
債務者　佐藤喜代美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　香崎　弘文
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７１号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子2131番地35
債務者　佐藤ちづ子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　香崎　弘文
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４８６号
神奈川県小田原市小船176番地の１　Ｌ．Ａｙａ205
債務者　安藤　　舞
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三川真由美
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５０６号
神奈川県平塚市横内762番地の５
債務者　新井　純子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　淳
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５４４号
神奈川県伊勢原市上粕屋1349番地の13
債務者　熊田　久美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊佳代子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８３号
三重県三重郡菰野町大字菰野2100番地１
債務者　石橋　海斗
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小貫　陽介
４　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時15分
６　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５６号
富山市新庄町三丁目14番29―201号　カーサ新庄、前住所富山市小見181番地１
債務者　中川　卓也
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西山　貞義
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０６号
鹿児島県霧島市国分中央五丁目４番３―402号　サンパーク国分レジデンツァ
債務者　馬場　伸一
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹山　真美
４　破産債権の届出期間　令和９年１月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
６　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２１３７号
横浜市中区新山下１丁目６番４号　ベイヒルハイツ402号室
債務者　山口　宏司
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原藤　達也
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後２時20分
６　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９号
福島県石川郡石川町大字形見字尾巻180番地の１　ユニコーンオブクリスタル205
債務者　吉田　信子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　穂積　学
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第１７０９号
東京都府中市浅間町２丁目７番地浅間町二丁目アパート４―203
債務者　髙橋　和博
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸塚　晃
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前11時15分
６　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７５５号
東京都小金井市東町３丁目12番19号リブリ・Ｈ２ＯⅡ102
債務者　中村　順一
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斎藤　真弘
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８５号
川崎市川崎区殿町３丁目11番５―103号　ＳＯＰＨＩＡ　ＣＲＹＳＴＡＬ
債務者　小川千賀子（旧姓諏訪）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若松みずき
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月８日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３６０号
広島県広島市南区段原南１丁目13番26―101号
債務者　石倉　真衣
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗原　亮介
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月９日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１６３号
神奈川県藤沢市善行５丁目４番３号
債務者　神崎　悠
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西本　暁
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４号
静岡県掛川市本郷1403番地の５
債務者　戸塚　なみ
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　吉希
４　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時40分
６　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１６４号
川崎市宮前区有馬９丁目１番７―505号
債務者　岸上　理子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　有馬　大稀
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午後１時40分
６　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７０２号
川崎市中原区下小田中６丁目29番５号　下小田中ハイツ
債務者　本田幸次郎
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　賢也
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午前11時50分
６　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７２１号
川崎市麻生区下麻生１丁目13番14―１号
債務者　内藤龍之助
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　力丸
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１６４６号
東京都八王子市横川町941番地シティハイム藤201号
債務者　大久保和義
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　晃平
４　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時45分
６　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６２号
横浜市中区本牧和田２番22号
債務者　河本善鎬こと　河　善鎬（ＨＡ　ＳＵ　ＮＨＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９８号
岐阜市北島９丁目８番21号（ビッグフラップⅠ―103）
債務者　足立　香織
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３７９号
宮崎市清武町今泉乙2651番地11
債務者　前田　　健
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　暁子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　一般調査期間　令和８年12月14日から令和８年12月21日まで
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６３０号
福岡市中央区梅光園３丁目６番７―705号　アーベインルネス友泉７号棟
債務者　川原　栄司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　遼介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３５号
福岡市西区姪の浜３丁目28番13―103号　ウェスティ21
債務者　隈　　勇人
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠木　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７６号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目10番17号
債務者　山川　知子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　直己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７５２号
福岡県筑紫野市岡田３丁目３番地７　エピローグ．Ｋ―Ｂ201号、前住所福岡県筑紫野市原田６丁目１番地15（オークティプラザ原田303号）
債務者　野田　和也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　何松　　綾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６４号
福岡市早良区重留３丁目21番８号
債務者　岩永　　知
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崎山有紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７０８号
福岡県遠賀郡水巻町下二東一丁目１番３―203号、前住所福岡県福津市福間駅東２丁目１番２―304号
債務者　斉藤　竜仁
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩飽　梨栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７１４号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西３丁目15番７―506号　シオン
債務者　西　美穂子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐田　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７５号
福岡県福津市宮司ヶ丘25番17号
債務者　鈴木　琴音
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤村　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０１号
福岡市中央区大宮１丁目７番23―1101号　ＭＯＤＥＲＮ　ＰＡＬＡＺＺＯ　ｓｏｕｔｈ薬院、前住所金沢市玉鉾２丁目123番地３
債務者　北濵太以地
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高藤　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８４４号
福岡県大野城市瓦田１丁目13番23号　ローレルクローバー101号
債務者　山内　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５２号
福岡市西区下山門１丁目20番８号　レオパレス姪浜西101号
債務者　寺尾　一博
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有満理奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９５号
福岡市博多区神屋町10番16―601号　ＭＯＤＥＲＮ　ＰＡＬＡＺＺＯ　天神北Ⅱ、旧住所福岡市博多区堅粕４丁目10番12―203号　ＥＫクラウン
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隼巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９６号
福岡市中央区梅光園団地８番907号　アーベインルネス梅光園８号棟
債務者　原口　幸則
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村麻緒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4396番地１　ブルーリーフＡ103号
債務者　谷崎　清隆
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤戸　博樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４６号
福岡市博多区吉塚８丁目３番16―502号　ＡＸＩＳ　Ａｉ　吉塚
債務者　谷口　優弥
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前園　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３９１号
宮崎市吉村町北原甲1451番地　エクセレンテ北原Ａ棟102号
債務者　山中　佑真
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新原　次郎
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５６３号
大阪府泉南郡田尻町吉見596番地６　（サンエハイツ201号室）
債務者　松島　史明
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木由佳子
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１９３４号
愛知県小牧市応時３丁目200番地　プリメールドゥＡ棟201号、従前の住所京都市伏見区久我石原町３番地49　Ｕｐ’ｓｗａｙＫＯＧＡ102号室
債務者　南　　朋哉
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０１０号
名古屋市港区宝神２丁目908番地の２　宝勝ハイツ603号
債務者　関根　彰宏
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２９８号
名古屋市中川区中郷４丁目21番地の２
債務者　三宅　　稔
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７５号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字篭田31番地26メゾンアイⅡ102号
債務者　関　真砂美
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３０号
愛知県清須市土器野249番地１　リバーケイプ102
債務者　河村　和也
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５８号
名古屋市千種区今池３丁目13番５号　Ｓｏｌｅｉ１今池301号
債務者　田原　聡子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市西幸町字古並180番地２　ＷＡＣ西みゆきの郷207
債務者　堀江利久（法定代理人成年後見人　植村　恭介）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１１１号
さいたま市南区白幡４丁目13番24号　１―819
債務者　川島　美雪
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６１５号
さいたま市南区鹿手袋６丁目９番33―203号
債務者　齋藤　麻衣
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８２号
埼玉県川口市柳崎４丁目２番19―402号　リバーサイドハイツ東山
債務者　三浦　雅未
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１２号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―13―105
債務者　吉田　昌敬
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６３２号
埼玉県吉川市保１丁目20番地７　森下ハイツＢ―103号
債務者　小笠原勇大
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６７１号
埼玉県春日部市備後東３丁目６番36号　ＳＴＯＲＩＥＳ南春日部、旧住所埼玉県川口市大字安行吉岡1684番地の３　グループホームＳＳＫ４号館
債務者　亀山　　恵
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
北海道北斗市追分１丁目５番１号　シャトーおいわけ202
債務者　岩渕　麻子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７４号
函館市柏野町99番地38　203号室
債務者　仁木　拓也
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７６号
函館市深堀町１番10―303号　ハイツ深堀
債務者　金子　雪絵
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９１号
函館市陣川町83番地92　２Ｆ
債務者　栗原　光博
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９５号
北海道茅部郡森町字港町22番地６
債務者　石川　智子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９８号
北海道北斗市富川２丁目３番１―405号
債務者　岡本美沙妃
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０３号
函館市湯川町２丁目47番５号
債務者　齋藤ひとみ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１４６号
山形市城西町１丁目７番16―404号　霞雅ビルＢ
債務者　阿部　拓未
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０１号
北九州市小倉北区熊谷１丁目16番７号
債務者　福泉　　浩
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５０３号
埼玉県川越市大字山田331番地４　（フェリーチェ303号室）、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字下新田11番地５
債務者　高橋　貴志
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０２号
埼玉県富士見市諏訪２丁目11番10号　グランシード101
債務者　髙城　利香
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４１号
埼玉県川越市大字砂959番地12　（サンハイツ201号室）
債務者　細田　和子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１６３６号
埼玉県新座市西堀二丁目21番12号　ハイツ花水木Ⅱ　105号室、住民票上の住所埼玉県新座市野火止五丁目19番10号
債務者　鈴木　瑠華（旧姓武田）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５４号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―17―306
債務者　田中　眞次
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６６５号
埼玉県川口市戸塚５丁目13番31号　アネシス101号
債務者　山元　昌人
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７７４号
北九州市小倉南区徳吉東１丁目３番５号
債務者　半澤　一徳
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１９６６号
名古屋市中川区長須賀３丁目1202番地　ルーチェ102号
債務者　北澤　綾乃
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０８４号
名古屋市中村区中村中町１丁目22番地　アーバンハイツ中町２Ｂ号
債務者　永田　幹樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５４号
愛知県豊明市栄町南舘３番地1113　豊明ハイツ５号、従前の住所愛知県豊明市阿野町寺内83番地１　アクティ豊明Ａ棟201号
債務者　鈴木　浩志
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１０号
名古屋市千種区徳川山町１丁目３番２―502号　徳川山荘
債務者　辻村美登里
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５３４号
名古屋市中川区中島新町４丁目1906番地の１コーポ内垣102号
債務者　中島　増実
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４号
愛知県犬山市大字羽黒字下大日８番地３
債務者　川嵜広志（法定代理人成年後見人　横山　敦也）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３３２号
広島県広島市南区東霞町17番７号　２Ｆ、破産手続開始申立時の住所岡山県倉敷市中畝八丁目15―17　ナウライフＢ201
債務者　栗栖　京介
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２８６号
長崎県長崎市上町２番25―703号、旧住所長崎県長崎市立山２丁目７―14　磯田アパート
債務者　西浦　満幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
北海道旭川市東光３条２丁目２番13号　コシ第２コーポラス101
債務者　高坂　将希
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月10日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０号
熊本県球磨郡五木村甲5815番地
債務者　森下　貴光
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月27日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第７１８２号
東京都調布市下石原２丁目59―24
債務者　玉谷　恵子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８４号
東京都江戸川区船堀３丁目12番８―305
債務者　錦織　麗奈
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８９号
東京都品川区戸越６丁目20―17―503
債務者　惠木　理沙
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１８号
東京都江戸川区一之江４丁目17―７―102
債務者　長山めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２５号
東京都世田谷区北沢２丁目10―15―713
債務者　藤井　大士
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２６号
東京都葛飾区東新小岩２丁目６－８－103
債務者　新村　　直
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２７号
東京都練馬区貫井５丁目26―３―402
債務者　増子　富雄
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２９号
東京都荒川区南千住８丁目３－１－1001
債務者　松原きみ江
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３０号
東京都三鷹市上連雀４丁目10―16―102
債務者　山家　達也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３１号
東京都北区豊島５丁目５－８－723
債務者　熊澤まつ江
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３２号
東京都江戸川区南小岩４丁目13―２
債務者　朝倉　健司
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３５号
東京都世田谷区松原５丁目50－６－108
債務者　松尾　康平
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３６号
東京都江東区牡丹３丁目26－８－201
債務者　平良　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３７号
東京都世田谷区北烏山１丁目９－２　トリアス192　203
債務者　佐藤　巧実
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５８号
東京都足立区江北２丁目22－１－107
債務者　近藤　龍伸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６６号
東京都北区王子５丁目５－12―203
債務者　須田　義己
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６７号
東京都杉並区荻窪４丁目３－14―103
債務者　桃原　羽琉
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６９号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７－５－101
債務者　河上　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７６号
東京都板橋区高島平７丁目40―12―203
債務者　矢野　節子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７８号
東京都港区白金台５丁目13―10―205
債務者　五十嵐美智子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８１号
東京都杉並区成田西２丁目10―19―２Ｃ
債務者　池井　里彩
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８２号
東京都練馬区石神井町２丁目35―２－202
債務者　蜂巣　湧盛
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８４号
東京都杉並区荻窪４丁目11―16　ドミシール荻窪６－Ａ
債務者　長谷川　葵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６２号
東京都北区神谷２丁目16―２―102
債務者　海野舜嗣こと　海野　光秀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７３号
東京都墨田区錦糸１丁目２―５―907
債務者　手塚　敏男
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３１号
東京都足立区伊興本町１丁目５―13―401
債務者　渡邉　耕作
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６０号
東京都中野区若宮３丁目13―４―205
債務者　原　のりこ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８９８号
大阪府高槻市竹の内町12番16号
債務者　山本あすか
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４３号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番25号　ＷＯＢレマーニー　302号
債務者　曽我　美月
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００７号
大阪市都島区友渕町１丁目５番２―109号、前住所大阪府枚方市香里ケ丘10丁目１番地の83
債務者　杉村　美紀（旧姓中家）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７２号
大阪市東住吉区南田辺５丁目７番３号　グランエクシア南田辺　306号
債務者　田井　淳哉
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０８号
大阪市港区築港３丁目４番35―101号
債務者　巴　　亮弥
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７４４号
大阪府豊中市小曽根１丁目15番28号
債務者　堂前　勇希
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３４号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番２―904号
債務者　畑　　智子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７０９３号
東京都東久留米市浅間町１丁目13―５　エクセル浅間Ⅱ　103
債務者　筱島　未来
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３５号
東京都世田谷区給田２丁目20―15　ガウディⅦ105
債務者　松尾　翔斗
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和７年（フ）第２０６５号
福岡市西区下山門二丁目４番12号
破産者　ＨＴエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２３８３号
福岡市博多区奈良屋町５―18
破産者　株式会社エー・ワン
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和５年（フ）第１９４号
沖縄県那覇市字松川600番地
破産者　有限会社幸地電設
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第７８号
岩手県北上市川岸一丁目７番２号
破産者　株式会社ハウステクノス
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第７８３号
栃木県宇都宮市戸祭一丁目９番３号
破産者　マルダイ印刷有限会社
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７３号
栃木県宇都宮市西一の沢町５番２号
破産者　櫻井　芳彦
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第３７２号
岐阜市若福町27番５号
破産者　株式会社工房優
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第１８２２号
福岡市城南区茶山１丁目９番45―303号　ライオンズマンション茶山
破産者　高橋　　豊
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４５２号
山口県山口市黄金町５番12―706号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市若葉台西５丁目76番地
破産者　礒脇　　始
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５２５号
福岡市西区拾六町１丁目12番５―203号　レイ・クレスト
破産者　佐藤　純子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２０８８号
福岡市中央区今泉２丁目３番41―1311号　コモダス天神、前住所福岡市博多区住吉２丁目４番７―1110号　レジデンス博多
破産者　甲斐　大介
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第８１号
鹿児島県霧島市国分新町一丁目19番25号
破産者　本田　利郎
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第３０２号
広島県福山市東手城町三丁目25番６号
破産者　森原　庸元
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第５２号
広島県三次市四拾貫町102番地13
破産者　濱本　宏之
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第１６６号
静岡市駿河区丸子６丁目17番29号　プリンス丸子Ｂ102
破産者　瀧　　康二
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６７号
滋賀県彦根市野田山町923番地７、開始決定時の住所滋賀県彦根市高宮町2472番地（201号），（前住所）滋賀県愛知郡愛荘町安孫子705番地11
破産者　柿田　高嗣
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第７７号
山口県下関市豊北町大字神田上5203番地１
破産者　Ｈｉｒｏ．ｓ　Ｆａｃｔｏｒｙこと　岸本　　進
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第７２２号
福岡県福津市西福間３丁目９番23号、前住所福岡県糟屋郡志免町大字御手洗45番地１　グリーンハイツ105号
破産者　上田　万綺
1　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
2　一般調査期日　令和８年11月24日午前10時45分
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３３３９号
愛知県半田市東天王町１丁目30番地の51
破産者　株式会社グリーンアイル
1　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
2　一般調査期日　令和８年11月12日午前10時40分
令和８年10月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３３８号
福岡市東区西戸崎２丁目30番５号
破産者　森田　　勇
1　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
2　一般調査期日　令和８年12月２日午前10時30分
令和８年10月２日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２２３号
福岡市西区富士見２丁目10番20―101号　ユーカリ
破産者　杉　　明美
1　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
2　一般調査期日　令和８年12月15日午前10時
令和８年10月２日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７１４号
福岡市南区高宮三丁目10番２号901
破産者　西日本アグリ株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和８年12月14日午後２時
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２５８号
埼玉県新座市東北一丁目３番５号
破産者　株式会社ケイエム
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月23日午前11時10分
令和８年10月２日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２５９号
埼玉県比企郡鳩山町大字今宿525番地10サカエハイツ302、開始決定上の住所埼玉県比企郡鳩山町大字小用1218番地４
破産者　渡邊　惠一
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月23日午前11時10分
令和８年10月２日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９６５号
福岡県大野城市上大利３丁目４番25号　プロシード21　106号
破産者　田端　真琴
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月18日午前10時
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１３号
福岡市早良区田村７丁目14番29―205号　コンフォール
破産者　城　　康秀
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月25日午前11時
令和８年９月29日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０号
新潟県燕市新生町２丁目３番41号
破産者　七里　　彰
１　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午後１時30分
令和８年10月５日　新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第５４１号
愛知県安城市三河安城東町２丁目11番地４　パレス三宝310、前住所名古屋市熱田区三番町４―25　ＲＥＶＩＶＡＬ熱田南406
破産者　垣内　幸久
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年１月12日午後３時
令和８年10月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第２９８号
北海道旭川市忠和六条二丁目１番８号
破産者　株式会社スマイルライフ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午後２時
令和８年10月２日　　旭川地方裁判所民事部

債権者集会招集

令和７年（フ）第６７０３号
和歌山県西牟婁郡白浜町２５４７番地の９
破産者　山本　由美
１　期日　令和８年12月７日午後２時50分
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２６８号
宮崎市大字島之内9686番地４　ジニアハイツ101号
破産者　猪野　浩昭
異議申述期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月５日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５１号
宮崎県延岡市大貫町２丁目1309番地２　グラスアヴニール　201、前住所宮崎県延岡市大貫町３丁目963番地１　サンネクシオ大貫801
破産者　瀬戸口麻衣
異議申述期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月５日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第３７３号
大阪府和泉市葛の葉町二丁目22番４－２号
破産者　株式会社ＧＥＥＸ
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月２日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７４号
大阪府和泉市葛の葉町二丁目22番４－２号
破産者　宮田　雄介
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月２日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０４９号
東京都中央区八丁堀１丁目５番２号　はごろもビル２階
清算株式会社　株式会社三日町
代表清算人　佐藤　祐一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第９号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄196番地の1
清算株式会社　株式会社瀬戸内
１　決定年月日　令和8年9月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第５号
岡山県倉敷市水江１２０７番地１
清算株式会社　株式会社プレミネント
１　決定年月日　令和８年９月２８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（ヒ）第２０３８号
東京都新宿区岩戸町17番地
清算株式会社　株式会社文英堂販売
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県伊丹市森本八丁目85番地
清算株式会社　株式会社協和精機製作所
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県川西市東多田二丁目24番21号
清算株式会社　株式会社グローバリーテックジャパン
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第３号
大阪府豊中市利倉二丁目13番21号
清算株式会社　株式会社協和モールド
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１０２号
静岡県伊豆の国市長岡１３０８番地
清算株式会社　株式会社かめや
代表清算人　河野　貢
１　決定年月日　令和８年９月２８日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和８年７月９日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した別紙「本件協定債権額一覧」に記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件協定債権」という。）とする。
２　債権額
協定債権者の令和８年７月９日における本件協定債権額は、別紙「本件協定債権額一覧」のとおりである。

第２　按分弁済
１　特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、資産の換価代金１００３万２３０８円から協定債権者の共同利益のためにする裁判上の諸費用、清算業務遂行に要する諸費用及び特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じる債権などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権の合計額１３万３２９０円を控除した残高９８９万９０１８円を、別紙「本件協定債権額一覧」の元金残高に応じて、以下のとおり按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨て、弁済原資と各弁済額の合計額との差額は、当該端数の大きい債権者から順に１円ずつ加算する。
①スルガ銀行株式会社　２１４万２３８９円
②株式会社日本政策金融公庫　２４３万００２４円
③静岡県信用保証協会　５３２万６６０５円
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、本件協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の規定による弁済の後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨て、弁済原資と各弁済額の合計額との差額は、当該端数の大きい債権者から順に１円ずつ加算する。この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たに按分弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、本件協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する本件協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

（別紙省略）

静岡地方裁判所沼津支部民事部

令和８年（ヒ）第１号

京都府福知山市篠尾新町四丁目１番地の１
清算株式会社　株式会社アイトシステム
１　決定年月日　令和８年９月２４日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社アイトシステム（以下「清算株式会社」という。）の特別清算手続開始決定日の前日である令和8年７月16日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という。）とする。
２　協定債権の免除
別紙協定債権者等目録記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につきその債務を全部免除する。
３　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可確定時に免除を受ける。
４　追加弁済
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第２項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　その他
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙）
協定債権者等目録
〒620－0051
京都府福知山市昭和新町186
協定債権者足立匡
（協定債権額3448万7445円）
〒620-0051
京都府福知山市昭和新町186
協定債権者足立伊久美
（協定債権額250万0000円）
〒135-0063
東京都江東区有明一丁目4番11号ブリリアマーレ有明2107
協定債権者足立恭一
（協定債権額250万0000円）
〒221-0825
神奈川県横浜市神奈川区反町一丁目3番地7グランドパーク横浜反町フィエルテ90 3号
協定債権者安尾明弘
（協定債権額1361万1438円）
〒620-0055
京都府福知山市篠尾新町四丁目1番地の1
協定債権者足立不動産株式会社
代表者代表取締役足立伊久美
（協定債権者6952万0000円）

京都地方裁判所福知山支部

令和８年（ヒ）第３０２４号

大阪府豊中市新千里東町一丁目３番417号
清算株式会社　株式会社ＴＳＨ
代表清算人　田村　正良
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成２７年（船）第１号

マーシャル諸島共和国 ＭＨ96960、マジュロ、アジェルテイク島、アジェルテイク通り、トラスト・カンパニー総合ビル（Trust Company Complex, Ajeltake Road, Ajeltake Island, Majuro, Republic of the Marshall Islands MH 96960）
申立人　ＳＴＩラルボット・シッピング・カンパニー・リミテッド（STI Larvotto Shipping Company Limited）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件責任制限手続を終結する。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第６８号

栃木県宇都宮市鶴田２丁目31番５号
再生債務者　串田　大樹
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月24日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２８号

群馬県太田市上小林町1704番地８
再生債務者　須藤　泰宏
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年12月４日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第７号
長野県上伊那郡辰野町大字樋口409番地７
再生債務者　横沢　　忍
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年12月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（再イ）第８０号
愛知県岡崎市元欠町１丁目４番地２　コーポＮＯＮＮＯ　201
再生債務者　矢川　浩之
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１４号
三重県多気郡明和町大字馬之上1740番地７
再生債務者　濱口　昌美
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月20日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（再イ）第９３号
広島市西区高須台５丁目10番15号
再生債務者　永見　敏子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１７号
広島県福山市東川口町三丁目３番15－１号
再生債務者　田村　　崇
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前９時50分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第１１４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田602番地　エレグランスＢ３号
再生債務者　中村　快就
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１９０号
福岡市城南区梅林５丁目35番13号
再生債務者　輿水　洋和
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２０８号
福岡市東区三苫４丁目３番７－205号　グランドハイム和白
再生債務者　田中　聡子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２３２号
福岡市西区姪の浜３丁目34番７－102号　Ａｍｐｉｏ姪浜七番館
再生債務者　安岡　大地
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２５号
長崎県大村市宮小路２丁目1408番地４　コーポ宮小路301号
再生債務者　原田　勝幸
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第３４号
大分県別府市扇山５丁目24番９号
再生債務者　安部　宗昭
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
青森県平川市新屋栄館241番地
再生債務者　菊池　秀一
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再イ）第２２号
青森県黒石市大字甲徳兵衛町14番地　２階
再生債務者　木村　圭吾
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再イ）第１１２号
東京都町田市忠生３丁目18番地３
再生債務者　下澤　一皓
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１２６号
東京都町田市南成瀬４丁目８番地１メゾネットグリム５号
再生債務者　丹野　英則
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第５８号
新潟市西区みずき野２丁目20番36号
再生債務者　曽我　直騎
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４２号
石川県白山市小柳町ろ211番地２
再生債務者　高田　敏史
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１２号
長野県岡谷市中央町一丁目４番21号
再生債務者　荒井　敦史
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（再イ）第４４号
静岡県磐田市小島1202番地４
再生債務者　髙橋　英昭
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第１０号
三重県鳥羽市安楽島町306番地48
再生債務者　泊　　建太
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
津地方裁判所伊勢支部再生係

令和８年（再イ）第２３号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須34―４　フローラルハイツ２　302号室
再生債務者　宮内　一仁
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第６号
香川県観音寺市柞田町甲1425番地26
再生債務者　久保　智紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（再イ）第７号
宮崎県日南市戸高二丁目12番地９
再生債務者　倉元　聡輔
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（再イ）第４４号
福井市灯明寺１丁目904番地２
再生債務者　北川　達也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
福井地方裁判所

令和８年（再イ）第５４号
愛知県稲沢市高御堂十丁目１番23―405号
再生債務者　小川　　官
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月21日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月28日から令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第４３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北東川153番地10
再生債務者　廣瀬　幹彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月22日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月29日から令和８年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１２７号
埼玉県北本市二ツ家１丁目275番地
再生債務者　藤井　秀輔
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１６７号
千葉市若葉区若松台２丁目22番５号
再生債務者　三村　友佳
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６９号
静岡市駿河区中田２丁目６番33号
再生債務者　中野眞理子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２４２号
名古屋市中区栄２丁目15番41号　プレサンスロジェ栄白川公園1301号
再生債務者　石村　治樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月２日から令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４２号
愛知県丹羽郡大口町余野四丁目306番地　オークマ余野寮409号室
再生債務者　椿　晴乃介
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月２日から令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第４６号
愛知県江南市古知野町本郷26番地　グリーンメゾンＶ206号
再生債務者　坂東　　魁
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月２日から令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第７４号
兵庫県尼崎市小中島２丁目６番６―302号
再生債務者　栗林　翔平
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月２日から令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第３６号
兵庫県明石市大久保町大窪1096番地　ピュアハイツ明石大久保1006号
再生債務者　高宮　優也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第１８８号
札幌市北区新琴似５条15丁目１番６号
再生債務者　八巻　　貴
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１９６号
札幌市西区宮の沢４条５丁目19番40―712号
再生債務者　岡部　邦一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２６号
滋賀県蒲生郡日野町大字村井1978番地２
再生債務者　藤原　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月２日から令和８年11月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第３８１号
東京都世田谷区上野毛１―34―23―302
再生債務者　手塚　広晃
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１３４号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢377―１―111
再生債務者　石井　　翔
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２０６号
東京都港区芝浦３―15―５―513
再生債務者　近藤耕太郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２２０号
東京都港区西新橋３―11―６―1105
再生債務者　中尾　匡佑
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２３８号
東京都中野区新井４―９―８―302
再生債務者　高橋　秀和
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５４号
宮城県名取市高舘川上字八反68番地の４
再生債務者　佐伯　直人
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１６号
茨城県石岡市下林488番地１
再生債務者　小野瀬　博
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１６号
茨城県龍ケ崎市平台３丁目13番地３
再生債務者　秋田　育洋
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第１８号
茨城県取手市青柳68番地21
再生債務者　石塚　謙一
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第３７号
埼玉県加須市久下４丁目43番地12
再生債務者　小出　和寿
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１１３号
埼玉県新座市栗原五丁目12番20号　メゾン・ド・ひばりヶ丘202号室
再生債務者　斎藤　咲蓮
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６２号
静岡市清水区船越南町282番地の１
再生債務者　村岡　大地
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第３７５号
愛知県津島市瑠璃小路町２丁目130番地８
再生債務者　砂川　俊也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２０号
盛岡市下ノ橋町７番29号
再生債務者　北田　弥生
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第２３号
岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第８地割17番地14
再生債務者　廣田　夕子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第６９号
仙台市青葉区東照宮１丁目２番１号ハーモニーテラス東照宮Ⅱ―105（従前の住所）仙台市宮城野区小鶴１丁目９番45号―106
再生債務者　関野　　翔
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字川原田10番地７
再生債務者　佐藤　達也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日　秋田地方裁判所横手支部

令和８年（再イ）第１２号
山形県東村山郡山辺町大字山辺3516番地25
ウッドベル101号
再生債務者　松浦　　豊
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日　　山形地方裁判所民事部
令和８年（再イ）第８号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1989番地12
再生債務者　三浦　清美
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和８年（再イ）第２号
茨城県日立市久慈町６丁目28番１号
再生債務者　北見　倫子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月21日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月21日まで
令和８年９月30日　水戸地方裁判所日立支部
令和８年（再イ）第５７号
神戸市北区西大池２丁目８番77号
再生債務者　向井　広宣
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
令和８年（再イ）第８６号
神戸市垂水区塩屋北町４丁目12番１号
再生債務者　橋本　　学
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
令和７年（再イ）第５１号
熊本市南区田迎４丁目９番20―205号
再生債務者　梶原　亨介
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
令和８年（再イ）第２２号
秋田市茨島四丁目12番44号　ブルーム103号
再生債務者　加藤　浩二
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
秋田地方裁判所民事第２部
令和８年（再イ）第３０号
長崎県長崎市玉園町１番29―701号
再生債務者　高月　綾乃
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和８年（再イ）第３３号
鹿児島市加治屋町７番８号　アンシャンテパリＩ　207号
再生債務者　武　かおり
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月２日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係
令和８年（再イ）第３号
福岡県田川郡糸田町1500番地１
再生債務者　永田　雅隆
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月５日　福岡地方裁判所田川支部
令和８年（再イ）第２０号
青森県むつ市松森町３番26号
再生債務者　野崎　理恵
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日
青森地方裁判所民事部再生係
令和８年（再イ）第１１号
青森県黒石市松原79番地14
再生債務者　高橋　信博
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月６日　青森地方裁判所弘前支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第２４号
栃木県さくら市氏家3253番地18
再生債務者　石塚　康人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部
令和７年（再イ）第３３２号
福岡市東区香椎照葉５丁目１番12―2005号
センターマークスタワー
再生債務者　安村　賢作
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部
令和８年（再イ）第７号
相模原市緑区下九沢1650番地12
再生債務者　小林　正幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月２日
横浜地方裁判所相模原支部
令和８年（再イ）第１８号
青森県むつ市横迎町一丁目８番48号　プランドールＢ－１
再生債務者　日沢　将之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月５日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再口）第３号
青森県八戸市湊高台五丁目21番８号
再生債務者　上野　　司
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月30日から令和８年11月13日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係
令和８年（再口）第７号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅１棟205号
再生債務者　落合　　猛
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再ロ）第１号
山口県下関市勝谷新町４丁目７番11号
再生債務者　篠田　祥子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再ロ）第１０号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟810号
再生債務者　入江　　純
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再ロ）第１号
宮崎県日南市北郷町北河内4227番地
再生債務者　谷口　訓暁
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１０００２号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目23番10号
再生債務者　福澤　広大
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再ロ）第４号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目48番地８
再生債務者　前田　隆司
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第２号
新潟市江南区船戸山５丁目６番14号　アプリコットＡ107号
再生債務者　神林　　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第１号
福島県安達郡大玉村玉井字堺28番地８
再生債務者　佐久間胤孔
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月５日
福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号
群馬県前橋市川原町二丁目29番地３
再生債務者　橋爪　彰典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
群馬県前橋市川原町二丁目29番地３
再生債務者　橋爪　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第２号
大分市大字古国府85番地の２
再生債務者　工藤哲一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
福岡県朝倉市頓田289番地２　マノワール吉松Ａ101
再生債務者　古賀　潤也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第９号
群馬県前橋市天川大島町４２番地１
申立人　株式会社山口不動産
住所・居所　不明
（亡内田政廣の最後の住所）（亡内田政廣の不動産登記記録上の住所）群馬県前橋市二之宮町２０７４番地
所在等不明共有者　亡内田政廣相続財産
届出期間満了日　令和９年１月２９日
令和８年９月２９日
前橋地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録
１所在　前橋市二之宮町字臼井
地番　２０７４番１
地目　宅地
地積　２１９１．６５㎡
２所在　前橋市二之宮町字臼井２０７４番地
家屋番号　２０７４番
種類　居宅
構造　木造草葺２階建
床面積　１階　２１３．２２㎡
２階　１００．８２㎡
（附属建物の表示）
符号　１
種類　工場
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　４９．５８㎡
符号　２
種類　長屋門
構造　木造草葺平家建
床面積　４６．２８㎡
符号　３
種類　物置
構造　木造杉皮葺平家建
床面積　３９．６６㎡
符号　４
種類　搾乳場
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　７．１４㎡
符号　５
種類　物置
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　４．９５㎡
符号　６
種類　物置
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　３．３０㎡
符号　７
種類　便所
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　９．９１㎡
全物件の所在等不明共有者の持分１２分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第３０２５号

東京都大田区西蒲田７丁目３２番２号
申立人　株式会社ワールド開発
（亡堀口芳子の最後の住所）東京都目黒区碑文谷１丁目２０番４号
所有者　亡堀口芳子相続財産
届出期間満了日　令和８年１１月３０日
令和８年９月２８日
東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　目黒区碑文谷１丁目
　　地番　１１１５番１２
　　地目　宅地
　　地積　１０４．４６平方メートル
２　所在　目黒区碑文谷１丁目１１１５番地
　　家屋番号　２４５番
　　種類　居宅
　　構造　木造瓦葺平家建
　　床面積　４３．３７平方メートル

令和８年（チ）第１２号

金沢市広坂１丁目１番１号
申立人　金沢市長　村山　卓
別紙物件目録１ないし３につき
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）金沢市金石本町ニ４４番地１
所有者　麻井　与喜男
別紙物件目録４につき
（不動産登記記録上の住所）金沢市金石西二丁目２５番２４号
所有者　アサイ産業株式会社
届出期間満了日　令和８年１１月３０日
令和８年９月２９日
金沢地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所　在　金沢市金石西二丁目
　　地　番　７００番
　　地　目　宅地
　　地　積　７７．４４平方メートル
２　所　在　金沢市金石西二丁目
　　地　番　７０１番
　　地　目　宅地
　　地　積　９４．３７平方メートル
３　所　在　金沢市金石西二丁目７０１番地
　　家屋番号　７０１番
　　種　類　倉庫
　　構　造　土蔵造瓦葺平家建
　　床面積　４９．５８平方メートル
４　所　在　金沢市金石西二丁目７００番地
　　家屋番号　７００番
　　種　類　倉庫
　　構　造　木造瓦葺平家建
　　床面積　４５．５４平方メートル

以上

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第９号

岡山県倉敷市玉島乙島7138番地１
申立人　株式会社トラスト・ワン
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）岡山県浅口市金光町占見新田462番地
所有者　大橋　浩一
届出期間満了日　令和８年11月24日
令和８年９月24日
岡山地方裁判所倉敷支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　浅口市金光町占見新田
　　地番　460番１
　　地目　田
　　地積　175平方メートル
２　所在　浅口市金光町占見新田
　　地番　461番
　　地目　田
　　地積　137平方メートル

令和８年（チ）第３０４８号

東京都中央区京橋二丁目13番11号
申立人　清水総合開発株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都江戸川区平井三丁目1052番地
所有者　東都工業株式会社
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月28日
東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　練馬区練馬四丁目
　　地番　6675番７
　　地目　宅地
　　地積　67.96平方メートル
２　所在　練馬区練馬四丁目
　　地番　6675番８
　　地目　宅地
　　地積　10.77平方メートル
３　所在　練馬区練馬四丁目
　　地番　6675番９
　　地目　宅地
　　地積　２.90平方メートル
４　所在　練馬区練馬四丁目
　　地番　6681番６
　　地目　宅地
　　地積　６.54平方メートル

令和８年（チ）第２０４８号

京都市中京区西洞院通錦小路上る古西町436番地
申立人　株式会社興和コーポレーション
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）奈良県吉野郡大塔村大字閉君301番地（現在の奈良県五條市大塔町閉君301番地）
所有者　中山　道夫
届出期間満了日　令和8年11月25日
令和8年9月29日
大阪地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目
地番　89番4
地目　宅地
地積　0．06平方メートル

令和８年（チ）第５号

鹿児島県姶良市宮島町25番地
申立人　姶良市
住所・居所　不明
（本籍）埼玉県さいたま市西区大字西新井510番地　1
（最後の住所）東京都町田市図師町612番地10　ハイツやまと205
共有者　鳥澤　義人
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月29日
鹿児島地方裁判所　　加治木支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　姶良市加治木町西別府字後原
　　地番　２７１２番２
　　地目　宅地
　　地積　５１８．２８平方メートル
　　共有者　鳥澤義人共有持分２分の１
（不動産登記記録上の所有者　隈原須美江）

令和８年（チ）第３号

岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野１番地22
申立人　木曽川興運株式会社
（亡後藤政美の最後の住所）岐阜県加茂郡八百津町野上26番地
所有者　亡後藤政美相続財産
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月29日
岐阜地方裁判所御嵩支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　加茂郡八百津町野上字西中長
　　地番　１４４５番
　　地目　田
　　地積　１０５１平方メートル

令和８年（チ）第１３号

申立人　国
住所・居所　不明
（亡山岡澄男の最後の住所）高知県南国市里改田366番地の２
所有者　亡山岡澄男相続財産
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月29日
高知地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　南国市里改田字釘抜
　　地番　1058番
　　地目　田
　　地積　856平方メートル
２　所在　南国市里改田字亀木
　　地番　1189番２
　　地目　公衆用道路
　　地積　26平方メートル

3　所在　南国市里改田字大間
　地番　1265番
　地目　田
　地積　23平方メートル
4　所在　南国市里改田字大間
　地番　1266番
　地目　田
　地積　1477平方メートル
5　所在　南国市里改田字大間
　地番　1267番
　地目　田
　地積　228平方メートル
6　所在　南国市里改田字大間
　地番　1273番1
　種類　田
　地積　1530平方メートル

令和８年（チ）第７号

東京都江戸川区北小岩５丁目16番13号
申立人　海老根　澄子
住所・居所　不明
（亡海老根儀助の最後の住所）東京都江戸川区北小岩８丁目30番22号
（物件２につき亡海老根兵助の不動産登記記録上の住所）那珂郡菅谷村福田８番地
所有者　（物件２につき不動産登記記録上の所有者亡海老根兵助承継人）亡海老根儀助相続財産
届出期間満了日　令和８年９月28日
　令和８年11月28日
　水戸地方裁判所民事部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　那珂市菅谷字西谷東
　地番　6372番
　地目　田
　地積　1510平方メートル
2　所在　常陸大宮市西野内字立ノ沢
　地番　894番1
　地目　山林
　地積　5233平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十四日
東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三五階
（甲）アロー・ジャパン合同会社
代表社員　アロー・エレクトロニクス・（シーアイ）・リミテッド
職務執行者　ラファエル・サルミ
東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー三五階
（乙）アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社
代表社員　アロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社
職務執行者　リチャード・セイドリッツ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月一日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月一日
掲載頁　四頁
令和八年十月十四日
東京都狛江市東和泉二丁目四番八号
（甲）株式会社東都
代表取締役　飯田　光昭
神奈川県相模原市緑区東橋本二丁目三〇番八号
（乙）株式会社賃貸山信
代表取締役　高見澤次郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月七日
掲載頁　二頁

令和八年十月十四日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
（甲）株式会社Ｓｈａｒｉｎｇ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ
代表取締役　堤　貴寛
東京都新宿区新宿二丁目八番六号ＫＤＸ新宿二八六ビル七階
（乙）株式会社ＳＡＬＴＯ
代表取締役　松山　純輝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十七日
掲載頁　七十頁（号外第七十二号）
令和八年十月十四日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
（甲）株式会社Ｓｈａｒｉｎｇ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ
代表取締役　堤　貴寛
東京都新宿区西新宿七丁目二二番三五号西新宿三晃ビル三Ｆ
（乙）株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト
代表取締役　南　嘉保

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十七日
掲載頁　七十五頁（号外第七十二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二日
掲載頁　六十二頁（号外第七十九号）

令和八年十月十四日
東京都大田区西蒲田八丁目四番四号
（甲）株式会社ランド・ホー
代表取締役　塚本　昌信
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号
（乙）株式会社Ｇ　ｃｌｅｆ
代表取締役　中村　慶郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　七十四頁（号外第八十七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　六十五頁（号外第八十七号）
令和八年十月十四日
東京都千代田区九段北四丁目二番一号
（甲）株式会社アシスト
代表取締役　大塚　辰男
札幌市中央区北三条西四丁目一番地一
（乙）株式会社アシストテックフェイス
代表取締役　大塚　辰男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月一日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月一日
掲載頁　二頁
令和八年十月十四日
大阪府堺市北区長曽根町一〇番地柳生第二ビル二階　（甲）ウィルハウス株式会社
代表取締役　田中　圭一
大阪府堺市北区長曽根町一〇番地柳生第二ビル二階　（乙）ウィルグループ株式会社
代表取締役　田中　圭一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割を行い、甲は乙のＳＥＳ事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割いたします。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十七日

掲載頁　七十頁（号外第七十二号）

令和八年十月十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

（甲）株式会社Ｓｈａｒｉｎｇ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ

代表取締役　堤　貴寛

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

（乙）株式会社ヴェス

代表取締役　中村　慶郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割を行い、甲は乙のプラットフォーム事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割いたします。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十七日

掲載頁　七十五頁（号外第七十二号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月十四日

東京都大田区西蒲田八丁目四番四号

（甲）株式会社ランド・ホー

代表取締役　塚本　昌信

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

（乙）株式会社Ｓｈａｒｉｎｇ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ

代表取締役　堤　貴寛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲が営む事業のうち家庭向け電気の切替事業に係るオフラインチャンネル事業の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二番二号虎ノ門３０森ビル二階

（甲）ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ株式会社

代表取締役　丸岡　智也

東京都港区虎ノ門三丁目二番二号虎ノ門３０森ビル二階

（乙）ＥＮＥＣＨＡＮＧＥカスタマーサービス株式会社

代表取締役　五十嵐貴裕

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は合同会社ひたち大宮とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十四日

掲載頁　四頁

令和八年十月十四日

茨城県常陸大宮市国長二四〇八番地の一

株式会社ひたち大宮ゴルフ

代表取締役　中西　高之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十四日

東京都豊島区南大塚一丁目六〇―二〇天翔大塚駅前ビル五階Ｓ五〇六号室

バニラレイク合同会社

代表社員　呂　永徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十四日

東京都墨田区向島三丁目二二―七オーケービル五Ｆ

合同会社西野商事

代表社員　明石　勝幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ＥＲＳＴ　ＦＡＭＩＬＹとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十四日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ

ＥＲＳＴＯＮＥ合同会社

代表社員　井澤　智也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月十五日であり、組織変更後の商号はＭＡＨＩＲＯＹ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十四日

東京都品川区豊町一丁目一番三号

ＭＡＨＩＲＯＹ合同会社

代表社員　荒川　欣治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十四日

神奈川県南足柄市雨坪六六番地一

合同会社ユメキラメク

代表社員　勝俣　夢希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一四七頁（号外第一七三号）

令和八年十月十四日

埼玉県川越市大字山田一九七〇番地ＦＯＲＥＳＴＨＩＬＬＳ一〇二

株式会社ハイトス・リース・トラスト

代表取締役　藤原　修司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十四日

千葉県野田市中里六〇一番地一

有限会社平井運輸

代表取締役　平井　一美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億三千二百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.chubu.sala.jp/ir

令和八年十月十四日

愛知県豊橋市神野新田町字トノ割二八番地

株式会社中部

代表取締役　寺田　定雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月七日

掲載頁　八頁

令和八年十月十四日

熊本市北区植木町田底六番地

株式会社湯の森ホテル

代表取締役　青木　直之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千七百三十万三千六百八十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十四日

兵庫県姫路市飾磨区細江二六八四番地

株式会社水和ホールディングス

代表取締役　大ケ瀬慶子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百五十万五千円、資本準備金の額を八千七百四十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビル七階

株式会社ＲＯＦＬ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　水谷　太志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千万円、資本準備金の額を五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十六日

掲載頁　七十三頁（号外第二〇七号）

令和八年十月十四日

東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲ファーストタワー二四階

順豊エクスプレス株式会社

代表取締役　大谷　信雪

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億二千万円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月三十日

掲載頁　一一四頁（号外第二一六号）

令和八年十月十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番五号リンクスクエア新宿

株式会社Ｋａｒｒｏｔ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　キム・ジェヒョン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し百万円とし、資本準備金の額を一千万円減少し零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/70197４/announces

令和八年十月十四日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

ＳｅｗａＹｏｕ株式会社

代表取締役　キンフィリップ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十四日

千葉県館山市北条一六二五番地

川上種苗株式会社

代表取締役　吉田　裕迪

資金決済に関する法律第四十七条第三号及び同法施行令第十七条第二項第二号に基づく資金移動業の債務の履行に係る公告

当社は、令和八年八月二十四日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

当社は、資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務について、その履行に努めてまいりましたが、振込先金融機関口座が登録されていない等の理由により、一部の債務について履行を完了することができておりません。

つきましては、当該債務に係る債権者は、令和八年十一月十六日午前十時までに、当社アプリより振込先金融機関口座を登録し送金手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、返金にあたっての振込手数料は当社で負担いたします。

その他、当社が適当と認める方法により残高返還を行うことがあります。

○問合せ先

https://www.pring.jp/help/

令和八年十月十四日

東京都渋谷区渋谷三丁目二一番三号渋谷スクトリーム

株式会社ｐｒｉｎｇ

代表取締役　ディーブ・ゼウス

合併公告及び合併につき株券提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十四日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月三十日

掲載頁　一二六頁（号外第二一六号）

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月一日までに乙にご提出下さい。

令和八年十月十四日

神奈川県横浜市西区南幸二丁目一五番二〇号ＹＢＳ南幸ビル五階

（甲）株式会社ＲＢＧＰ２

代表取締役　金子　英正

神奈川県横浜市西区南幸二丁目一五番二〇号ＹＢＳ南幸ビル五階

（乙）株式会社ＰＴＥホールディングス

代表取締役　金子　英正

正誤

ページ	段	行	誤	正
六一	上	後欄一八～一九	表中改正	表中改正
〃	下	前欄	表中改正	表中改正
〃	上	後欄終りから一一	表中改正	表中改正
〃	下	前欄	表中改正	表中改正
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃